

茨城県救急告示医療機関認定実施要領

第1条 この実施要領は、「救急病院等を定める省令」（昭和39年厚生省令第8号）（以下「省令」という。）に基づき、救急病院又は救急診療所（以下「救急告示医療機関」という。）の認定に際し、必要な事項を定める。

第2条 救急告示医療機関の認定を受けようとする医療機関は、省令第1条第1項に規定される要件に加えて、次の要件を満たさなければならない。

(1) 直近の1年間（救急業務に関し協力を申し出ようとする日の属する月の前月までの1年間）の救急車搬送件数100件以上

2 前項にかかわらず、地域医療を確保する上で、必要と認められる場合には、茨城県救急告示委員会の意見を聴いて、認定を行うことができる。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。